

# 保険・年金 フォーカス

## EIOPA が EU 各国監督当局の 主要機能の監督に関する ピアレビューの結果を公表

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

EIOPA（欧州保険年金監督局）は、2018年11月15日に、保険会社の主要機能の設定がソルベンシーIIの法的要件を満たしているかどうかをEU各国の管轄区域の国家監督当局（NCA）が監督して決定する方法を評価するピアレビューの結果を公表<sup>1</sup>した。

今回のレポートでは、このピアレビュー及びその結果の報告書について、報告する。

### 2—今回のピアレビュー及び報告書の概要

今回のピアレビュー及び報告書の概要等について、EIOPAが公表した内容によれば、以下の通りとなっている。

#### 1 | EIOPA によるピアレビューについて

EIOPAは、監督当局と緊密に協力し、監督上のコンバージェンスを強化し、NCAs（National Competent Authorities：国家監督当局）が高品質かつ効果的な監督を行う能力を強化するために、定期的に監督実務のピアレビューを実施している。ピアレビューは、NCAsとの緊密な協力の下、EIOPAのピアレビュー実施のための方法論に基づいて、EIOPAの監督作業の文脈で行われる。NCAsの代表者はピアレビューチームの一員となる。

今回のピアレビューの参照期間は2016年であったが、ソルベンシーIIの準備段階でそれ以前に実行された監督実務も網羅されていた。

<sup>1</sup> EIOPAのNEWSページ

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-ASSESES-SUPERVISORY-PRACTICES.aspx>

エクゼクティブサマリ

[https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/PR\\_Key%20functions\\_Exec%20summary.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/PR_Key%20functions_Exec%20summary.pdf)

報告書

<https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/Peer%20review%20Key%20Functions.pdf>

方法論

<https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2018-11-15%20Peer%20review%20methodology.pdf>

## 2 | 検証している実務

今回のピアレビューでは、4つの主要機能（リスク管理、保険数理（アクチュアリアル）、コンプライアンス及び内部監査）に関する以下の実務を検証している。

- ・1つの保有者の下で主要機能を兼任させる。
- ・主要機能を AMSB<sup>2</sup>のメンバーシップ又は業務上の職務の遂行と兼任させる。
- ・別の主要機能の下での1つの主要機能の従属
- ・いくつかの保有者間で1つの主要機能の分割
- ・主要機能保有者の適性の評価
- ・主要機能のアウトソーシング

主要機能は、ソルベンシーIIの優れたガバナンス体制の不可欠な部分であり、効果的な内部統制を確保するために業務上独立していることが期待される。ガバナンス要件の実施には、保険会社が実行するリスクの複雑さの自然規模を反映する必要があることを考慮すると、NCAsは、主要機能保有者の要件に準拠した比例原則を適用する必要がある。

## 3 | 報告書の概要

この報告書には、主要機能の比較分析から得られた結果が含まれており、ベストプラクティスが特定され、NCAs及びEIOPAに対処する推奨処置の概要が示されている。

全体として、NCAsは、保険会社が主要機能をどのように管理しているかを評価する際に、同様のアプローチを採用し、評価において比例原則を適用している。4つのベスト・プラクティスが特定され、比例関係の原則や、一貫した効果的な監督上のアプローチを確保するためのより体系的なアプローチについて、NCAsに指針を提供している。

報告書はまた、いくつかの弱点を特定し、NCAsに多くの推奨措置を提案している。一部のNCAsは、ソルベンシーIIの要件に従って主要機能をまだ評価していない。他のNCAsは、特に深さの評価と、例えば兼任が存在する場合の保険会社から求められる対策の緩和に関して弱点があった。推奨される措置の領域は、NCAsの監督上のアプローチ、内部監査機能とAMSBメンバーシップを含む主要機能保有者の様々な兼任、主要機能保有者と外部委託の適合性と関連している。

## 4 | 今回の報告書の取扱等

最近更新された方法論に沿って、ピアレビューの結果は、初めて、名前付きで完全に公開される。

このピアレビューの結果、多くのNCAsは既に監督実務を改善するための行動を取っている。これらの改善は、このレビューのフォローアップにおいて考慮される。

Gabriel Bernardino EIOPA 会長は、「このピアレビューの結果は、主要機能の評価における比例原則の適用における各国監督当局の効果的なアプローチを示している。推奨行動の実施を通じて、監督当局の間の統合的なアプローチがさらに強化されるだろう。私は、特に名前付きでの結果の公表を通じて透明性が高められたことを歓迎する。改善がなされた場合を含めて、彼らの活動についてオープンであることで、監督コミュニティは、監督上のコンバージェンスの基盤を強化している。」と述べた。

---

<sup>2</sup> AMSB(administrative, management or supervisory body : 管理、経営、監督機関)

### 3—今回のピアレビュー及び報告書の具体的内容

EIOPA の主な任務は、監督当局のコンバージェンスの強化、消費者保護の強化、金融安定性の維持である。

監督当局のコンバージェンスを強化し、その任務に従って、EIOPA は、欧州全体の監督実務のコンバージェンスと高品質かつ効果的な監督を行うために NCAs の能力を強化する目的で、各国の NCAs と緊密に協力しながら、ピアレビューを定期的実施している。

その任務に沿って、特定されたベストプラクティスを含むピアレビューの結果は、レビューの対象となった NCAs の合意によって公表されるものとしている。

#### 1 | ピアレビューの背景と目的及びその内容

保険会社のガバナンス体制の強化は、ソルベンシー II の主要な目標の 1 つである。ソルベンシー II 規則で要求される 4 つの主要機能（リスク管理、保険数理、コンプライアンス及び内部監査）は、ガバナンス体制の不可欠な部分である。

これらの主要機能は、保険会社内の効果的で堅牢な内部統制環境を確保し、経営陣による意思決定の質を高めるために、業務上独立していることが期待される。同時に、これらのガバナンス要件が中小規模の保険会社にとって過度の負担とならないことも重要である。

したがって、ソルベンシー II は、NCAs が、保険会社の主要な機能保有者の要件に準拠して、比例関係の原則を適用することを認めている。

ソルベンシー II の下では、保険会社は主要な機能を 1 つの保有者に兼任させることができる。しかし、そのような兼任は、比例原則によって正当化されなければならない。保険会社は根本的な利益相反に適切に対処する必要がある。主要な機能を保有することは、そのコントロール目的の理由から、一般的に管理、経営、監督機関（AMSB）のメンバーシップ又は業務上の職務と兼任されるべきではない。したがって、これらの兼任は、リスクベースのアプローチと、保険会社が潜在的な利益相反を回避し管理する方法を考慮して、むしろ例外的なケースで発生すべきである。

このピアレビューは、NCAs が、いかにして、比例性に重点を置きつつ、保険会社の主要機能の設定がソルベンシー II の法的要件を満たしているかどうかを監督して決定しているのかを評価している。ピアレビューでは、以下の実務を調査している。

- ・ 1 つの保有者の下で主要機能を兼任させる。
- ・ 主要機能を AMSB のメンバーシップ又は業務上の職務の遂行と兼任させる。
- ・ 他の主要機能の下での 1 つの主要機能の従属
- ・ いくつかの保有者間での 1 つの主要機能の分割
- ・ 主要機能保有者の適性の評価
- ・ 主要機能のアウトソーシング

このピアレビューの対象となる期間は 2016 年であったが、ソルベンシー II の準備段階で 2016 年までに実施された監督実務も対象となった。

ピアレビューを実施するための EIOPA の方法論に基づいて、欧州経済圏（EEA）の NCAs の間でピアレビューが実施された。

レビューの過程で詳細な情報が収集された。全ての NCAs が最初のアンケートを完了した。これに続いて、8つの NCAs への訪問と 30 回の電話会議を含むフィールドワークが行われた。

## 2 | ピアレビューの結果

ピアレビューは、NCAs は一般的に比例原則を適用し、同様のアプローチを採用していることを示した。

### (1)比較分析の結果の要約

結果の要約は、以下の通りである。

>>**監督の枠組み**：NCAs の約半数は、比例関係の原則を適用するための書面による監督ガイダンスを使用している。大規模な NCAs は、特に監督当局間での監督実務の一貫性を保証するために、監督ガイダンスを使用している。

>> **NCAs のアプローチ**：殆どの NCAs は同様のアプローチを有している。NCAs は、主要機能保有者の任命に関する最初の通知時に、保険会社の主要機能保有者の選択を評価する。この段階で、例えば兼任や適性に関する懸念がある場合、NCAs は一般的に正式な行政上の決定を発行するのではなく、保険会社に異議を申し立てて、これらの問題を議論する。

>> **1 人の保有者に主要機能を兼任させる**：これはほぼ全ての国で行われる。最も頻繁にみられる兼任は、リスク管理と保険数理機能及びリスク管理とコンプライアンス機能の兼任である。兼任は小規模保険会社によって最も一般的に使用されるが、大規模保険会社にも見られる。EIOPA は、特に大規模で複雑な保険会社でみられた場合に、より強く兼任を問題視し、堅牢なガバナンス体制を保証するための適切な緩和措置を確保する必要性を、NCAs に注意喚起させる必要性を確認した。

>>**内部監査機能と他の主要機能の保持**：内部監査機能保有者と他の主要機能との兼任は、そのような兼任の頻度は比較的低いものの 15 カ国で発生している。また、内部監査機能保有者も、利益相反や内部監査機能の運用上の独立性を損なう可能性のある業務遂行を行うケースがあった。欧州委員会委任規則 EU (2015/35) 第 271 条の法的免除は、業務上の職務との兼任には適用されないことを強調することが重要である。

>>**主要機能保有者と AMSB メンバーシップの兼任**：殆どの NCAs は、主要機能保有者と AMSB メンバーの兼任に関する同様の包括的なアプローチに従っている。これに関して、NCAs は、比例原則の下で正当とみなされる場合にのみ、そのようなケースを受け入れる。ピアレビューは、2つの NCAs が、AMSB 内のリスク管理に関する知識と専門知識を強化するための比例原則にも関わらず、AMSB メンバーとリスク管理機能保有者の兼任を要請又は支援している、ことを示している。

>>**主要機能保有者（内部監査機能保有者を除く）と業務上の職務の兼任**：ほぼ全ての国において、リスク管理、保険数理及びコンプライアンスの主要機能保有者の業務上の職務との兼任がみられたが、そのような兼任は一般的にはめったに又は臨時的にしか発生しない。しかし、いくつかの NCAs は、そのような業務上の職務との兼任の概要を完全には把握していない。主要機能保有者も業務上の職務を遂行する場合、潜在的な利益相反を減らすには、適切な緩和措置が不可欠である。最も一般的な兼任は、法務部長であるコンプライアンス機能保有者と財務担当役員ディレクターであるリスク管理機能保有者である。

>> 2つの保有者間で主要機能を分割する：NCAs の約半数が、複数の個人が特定の主要機能を担当するケースを報告した（「主要機能保有者の分割」）。最も一般的な分割は、保険数理的機能（生命保険と損害保険事業との間の分割）に関するものである。NCAs は、主要な機能保有者間の適切な責任と説明責任を維持するために、そのような分割を監視すべきである。

>>主要機能保有者の別の主要機能保有者又は業務部門責任者への従属：これはレビューされた国の半数で観察された。組織上の従属は認められるが、従属主要機能保有者から AMSB への直接の「フィルタリングされていない」報告ラインが必要となる。従属の場合、利益相反が緩和され、従属主要機能保有者の報酬に関する緩和措置を含めて、業務上の独立性が確保される必要がある。

>>主要機能保有者の適性：殆どの NCAs は、最初の通知時に主要機能保有者の適性を評価し、比例原則を適用している。いくつかの NCAs は、2016 年以前に任命された主要機能保有者を体系的に評価しなかった。これらの NCAs はリスクベースのアプローチを使用してそうすることが勧告される。

>>主要機能保有者のアウトソーシング：殆どの NCAs は、主要機能保有者のアウトソーシングを観察している。比例原則によれば、AMSB メンバーは、委託された主要機能の監督及び監視を担当する指定者でもあり得る。8つの NCAs は、グループ内及びグループ外のアウトソーシングを区別し、6つの NCAs は、全ての場合において指定された人物を要求せず、それはオペレーショナルリスクを発生させる可能性がある。

## (2)ベストプラクティスの特定

このピアレビューを通じて、EIOPA は4つのベストプラクティスを特定した。

>> NCAs が、主要機能保有者の監督上の評価及び主要機能保有者の兼任について、最初の通知時及び継続的に、保険会社の事業の性質、規模及び複雑性に基ついて構造化された比例配分アプローチを採用する場合。ベストプラクティスには、監督上の文書化と一貫した一様のデータ提出要件（例えば、主要機能保有者通知のための電子データ提出システム）も含まれる。このベストプラクティスは、アイルランドとイギリスで確認されている。

>> NCAs が、主要機能に関するガバナンス要件における比例原則の適用に関する複雑な問題について監督当局と話し合い、アドバイスする内部的に設定された監督パネルを有する場合。このベストプラクティスはオランダで確認されている。

>>主要機能保有者と AMSB メンバーの兼任を評価する際、EIOPA は以下を NCAs のベストプラクティスとして考慮している：

- ・主要機能をコントロールすることは、一般的に業務上の機能、例えば AMSB のメンバーシップと兼任させるべきではない、という NCA の期待を公に開示すること。これらのケースが発生した場合、NCAs は、会社がそのような兼任に起因する可能性のある利益相反を認識し、効果的に管理していることを確実にするという期待を明確に伝えるべきである。
- ・AMSB のメンバーとしての主な責任は、主要機能保有者としての業務との利益相反をもたらさないことを保険会社に要求すること
- ・他の AMSB メンバーが AMSB メンバーでもある主要機能保有者に異議を申し立てているかどうか評価する。

このベストプラクティスはリトアニアで確認されている。

>> NCAs が継続中の監督にリスクベースのアプローチを適用する場合、NCAs の作業計画の一部として定期的に主要機能保有者との会議を開催することにより、常に主要機能保有者の適性要件の達成を保証する可能性がある（毎年レビュープラン）。これらの会議の議論のトピックは、実際のイベントや現在のトピックなどによって異なる場合がある。このベストプラクティスは、アイルランドとイギリスで確認されている。

これらのベストプラクティスは、比例原則の適用と NCAs 内での一貫した効果的な監督実務の確保に関するより体系的なアプローチの指針を提供している。

### 3 | 推奨行動の概要及び具体例

ピアレビューでは、いくつかの NCAs がソルベンシー II 要件に従って主要機能をまだ評価していないことが分かった。他の NCAs には、特に、例えば兼任が存在する場合に、保険会社から要求される評価や緩和措置の深さに関する脆弱性があった。

レビューの結果に基づいて、EIOPA は NCAs に対して多くの推奨行動を出している。なお、報告書は、特定の推奨行動が適用される NCAs の監督上のアプローチの領域の概要も示しているが、各エリア内で、NCAs に向けて推奨される行動は、それぞれの状況に合わせて調整されている。

具体的な推奨行動は、以下の図表の通りである。

推奨行動の領域	関連するNCA(s)
<b>NCAsの監督上のアプローチ</b>	
NCAsは、SII指令第29条に従い、リスクベースの監督枠組みにおける主要機能に関するガバナンス要件を評価するための適切な監督手順及び基準を策定し実施すべきである。これは、とりわけSII指令の第42条及び欧州委員会委任規則EU(2015/35)の第258条及び第269条に続く、SII指令の第41条に規定されている比例原則に適用される。	ブルガリア、キプロス、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペイン
NCAIは、全ての(再)保険会社に、事業の健全かつ慎重な管理を提供する効果的なガバナンス体制を整備することを要求すべきである。	アイルランド
NCAIは一般的に(臨界値が余りにも低いので、1%までの市場シェアを有する保険会社だけ又は主としてということではなく)比例原則を適用する場合に、性質や規模や複雑性を考慮すべきである。	ポーランド
<b>内部監査以外の主要機能保有者の兼任</b>	
NCAsは、主要機能保有者と国家市場における状況の知識の兼任のモニタリングプロセスを強化し、主要機能の兼任が保険者の組織構造における適性及び独立性に関する必要条件を満たしているかどうかを評価すべきである。	ブルガリア、デンマーク、エストニア、スロバキア
保険数理機能がリスク管理機能の権限において職務を遂行する場合、NCAIは利害の衝突を評価すべきである。	チェコ
<b>内部監査機能保有者の他の主要機能保有者との兼任</b>	
NCAsは、国内市場における状況の知識とともに、内部監査主要機能と他の主要機能との兼任のモニタリングプロセスを向上させ、これらの主要機能の兼任が、保険会社の組織構造における適性や独立性に関連した必要な条件を満たしているかどうかを評価すべきである。	ブルガリア、デンマーク、エストニア、ポルトガル
NCAIは、保険者が欧州委員会委員会規則EU(2015/35)第271条に準拠しており、内部監査機能は業務機能と兼任されていないことを保証するための適切な措置を講ずべきである。	ルクセンブルグ
<b>主要機能保有者のAMSBメンバーとの兼任</b>	
NCAsは、AMSBメンバーシップとの主要な機能の兼任が、保険者の組織構造における独立性に関して必要な条件を満たしているかどうかを評価すべきである。	ブルガリア、ルクセンブルグ、ポルトガル、スロバキア

推奨行動の領域	関連するNCA(s)
NCAは、(執行)AMSBのメンバーでもある主要機能保有者が、事業の運営管理とは独立した客観的な方法でその管理責任を効果的に果たすことができることに注意を払うべきである(例えば、資産管理とリスク管理機能保有者の責任の兼任の禁止)。保険会社は、利益相反を軽減するための内部的な措置及び手続を実施し、AMSB(全体として主要機能保有者ではないAMSBのメンバーでない)が効果的に主要機能保有者に挑戦できることを確認する必要がある。EIOPAは、AMSBがリスク管理の適切な知識を有することを確実にするために、一部のNCAsがリスク管理の主要機能保有者に対してそのような兼任を要求し支持していることを承知している。	ベルギー、チェコ
<b>主要機能保有者の業務上の職務との兼任</b>	
NCAは、主要機能保有者と業務上の職務の兼任のモニタリングプロセスと国内市場における状況の知識を増やし、主要機能の兼任が保険会社の組織構造における独立性に関する必要条件を満たしているかどうかを評価すべきである。	ブルガリア、エストニア、マルタ、スロバキア
<b>主要機能保有者の他の主要機能保有者又は業務部門のヘッドへの従属</b>	
NCAはAMSBへの直接報告ラインを含む主要機能保有者の独立性を保証すべきである。	ベルギー、エストニア、ギリシャ、ノルウェー、スロバキア
<b>主要機能保有者の適性</b>	
NCAは、保険数理機能保有者以外の主要機能保有者の適性評価も実施すべきである。	ルクセンブルグ
NCAは、主要機能保有者の任命の通知を受け取った後、リスクに基づくアプローチを使用して、主要機能保有者の適性を評価すべきである。	オランダ
NCAは、全ての主要機能保有者の適合(および適法性)評価を完了する必要がある。	ポルトガル
<b>アウトソーシング</b>	
NCAは、ガバナンス体制に関するEIOPAのガイドライン(SII指令第49条及び欧州委員会委任規則EU(2015/35)第274条)のガイドライン14を比例的な方法で適用すべきである。	ブルガリア、スロベニア
NCAは、市場に関する知識を向上させ、アウトソーシングの実践に関して保険会社を評価し、挑戦すべきである。	フィンランド

このピアレビューによって特定された問題とそれに対応する推奨行動は、比例原則の適用の監督に対するより一貫したアプローチをもたらす。さらに、いくつかのNCAsは、既にこのピアレビューから得られた監督実務に対してなされた改善の証拠を提供している。これらの改善は、その実施日がレビューの参照期間の後であるため、この報告書では考慮されていない。しかし、それらはピアレビューのフォローアップにおいて考慮されることになる。

#### 4 | 共通監督文化の創造への影響

共通の監督文化を構築することは、EIOPAがEU全体で高品質で効果的かつ一貫した監督を確実に行うための基本的な任務である。監督者が互いに学び合い監督を強化するためには、国家監督者とEIOPAの定期的でオープンな対話と経験の交換が不可欠である。

このピアレビューは、欧州レベルでの共通監督文化の育成に直接貢献してきた。

このピアレビューにより、主要機能及び主要機能保有者に関連する多くの問題をカバーする欧州経済圏(EEA)におけるNCAsの保険市場及び監督実務の包括的な概要が得られた。NCAsは、現在、自らの監督アプローチをピアNCAsのものと比較することができる。このような概要は、EEA内での一貫した質の高い監督の基礎となるものである。EIOPAはまた、NCAsが監督実務をさらに発展させることを支援するために、NCA実務を分析する過程で行われた追加の調査結果に起因するNCAsとのいくつかの観察を共有した。そのような観察の一例は、主要機能保有者の任命と役割に関する監督データベースを改善することにより、より良い市場概要を得ることである。これらの所見は、方法論に従った推奨行動として認定されていないけれども、このピアレビューに直接関係している。

ピアレビュープロセスは、NCAs 内の議論だけでなく、NCAs 間の議論にもつながった。異なる実務を検討し、経験を共有することにより、ピアレビューは NCAs の間でこの重要な監督上の問題をよりよく認識するようになった。

## 5 | フォローアップと次のステップ

EIOPA は、比例原則を考慮したグループ内部と外部のアウトソーシングの区別を行うことができるガバナンス体制に関するガイドラインの改訂版で、このピアレビューの結果を検討する。さらに、EIOPA は、監督者レビュープロセス (SRP) の作業において、このピアレビューの全体的な結果 (結果、ベストプラクティス、推奨行動及び観察) を最もよく反映する方法を検討する。

このピアレビューのフォローアップとして、NCAs の推奨行動の遵守は、方法論で予見されるように評価される。

市場事実と監督慣行の概要は、適切な場合は正式な決定を使用して、監督実務の改善のための、そして共通市場内において公平な競争市場を作り上げる上で不可欠な EEA 内でのより一貫した監督アプローチのための、健全な基礎を提供する。

## 4—まとめ

ここまで、今回のレポートでは、保険会社の主要機能の設定がソルベンシーII の法的要件を満たしているかどうかを EU 各国の管轄区域の国家監督当局 (NCA) が監督して決定する方法を評価するピアレビューの結果に関する EIOPA の報告書について報告してきた。

ソルベンシーII においては、EU加盟各国の監督当局間の統合的な取扱いが大きな課題になっている。その意味で、監督上のコンバージェンスを強化し、NCAs が高品質かつ効果的な監督を行う能力を強化するための、定期的な監督実務のピアレビューの実施は極めて重要な意味合いを有している。

EIOPA によるピアレビューの結果報告は、EU 以外の他の国々にとっても参考になる点が多いものと思われる。特に、今回の主要機能 (リスク管理、保険数理、コンプライアンス及び内部監査) に関するピアレビューの結果報告は、これらの主要機能がガバナンス体制の不可欠な部分であることから、大変関心が高い事項であると思われる。

今後とも EIOPA によるピアレビューの動向等については、引き続き注視していくこととしたい。

以 上